

## 市有財産有償貸付契約書（案）

貸付人鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と借受人\*\*\*（以下「乙」という。）とは、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定により、次の条項のとおり市有財産の一時貸付契約を締結する。

### （貸付物件）

第1条 貸付物件は、次のとおりとする。

| 行政財産の名称 | 所在地 | 場所 | 貸付面積（㎡） |
|---------|-----|----|---------|
|         |     |    |         |

### （指定用途等）

第2条 乙は、貸付物件に清涼飲料水の自動販売機及び使用済み容器を回収するための回収ボックスを設置し、適切に分別回収・リサイクルを行うものとする。

2 自動販売機の規格、条件を変更するときは、甲の承諾を得なければならない。

### （遵守事項）

第3条 乙は、自動販売機の設置及び管理に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）自動販売機の転倒防止など安全対策を講ずること。
- （2）自動販売機に使用電力量を算出する為の子メーターを設置すること。
- （3）自動販売機を良好な状態に管理し、補修等の保全及び管理を行うこと。
- （4）回収ボックス内の使用済み容器の回収及び美化を行うこと。
- （5）自動販売機で販売する商品の補充、賞味期限、金銭管理その他自動販売機の維持管理を行うこと。
- （6）自動販売機の故障、苦情等に関し、乙の責任において速やかに対処するとともに、自動販売機に連絡先を明記すること。
- （7）自動販売機への商品の搬入、使用済み容器の回収等の際は、適切に安全管理を行い、事故等の防止及び甲の通常業務に支障をきたさないように努めること。

### （貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和8年4月1日から令和\*\*年3月31日までとする。

### （貸付料）

第5条 貸付料は、売上金額（消費税及び地方消費税を含む。）の\*\*%とする。

(売上報告書の提出)

第6条 乙は、本契約に係る自動販売機の売上状況を4月から3ヶ月ごとに取りまとめ、四半期終了後の翌月の10日までに売上報告書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、甲が売上報告書から算出した貸付料を、四半期終了の翌々月の15日までに甲の発行する納入通知書により甲に支払わなければならない。

3 甲は、乙が提出した売上報告書に疑義があるときは自ら調査し、乙に対して詳細な報告を求め、又は是正のための必要な措置を講ずることができる。

(電気料)

第7条 乙は、自動販売機に子メーターを設置して、実際に使用した電力量に応じた電気料を、貸付料と併せて甲に支払わなければならない。

(貸付料の遅延)

第8条 乙は、第6条第2項に定める日（以下「納期限」という。）までに貸付料を納付しないときは、当該納期限の翌日から遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に基づき定められた率で計算した額を遅延利息として、甲の発行する納付書により納付しなければならない。

(費用負担)

第9条 自動販売機及び回収ボックスの設置その他本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(瑕疵担保責任)

第10条 乙は、本契約の締結後、貸付物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、甲に対し、貸付料の減免、損害賠償その他の請求をすることができない。

(禁止事項)

第11条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸付物件を指定用途以外の用途に供すること。
- (2) 貸付物件に建物又は工作物を設置すること。
- (3) 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。
- (4) 本件賃借権を第三者譲渡し、又は他の権利を設定すること。
- (5) 貸付物件において、公序良俗に反する行為をすること。

(滅失又は毀損の報告)

第12条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちに甲にその状況を報告しなければならない。

(滅失又は毀損の原状回復)

第13条 乙は、その責に帰する事由により貸付物件の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、乙の負担において原状に回復しなければならない。

(実地調査等)

第14条 甲は、必要に応じて乙に対し、設置された貸付物件、自動販売機及び売り上げ状況等に関する所用の報告又は資料の提出を求め、実地に調査することができる。この場合において、乙は正当な理由なくその調査を拒み、妨げ又は報告を怠ってはならない。

(保全義務等)

第15条 乙は、善良なる管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、前項の注意を怠る等その責に帰すべき事由によって第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代わってその賠償の責めを果たした場合には、甲が乙に求償することができる。

(商品等の盗難又は損傷)

第16条 甲は、設置された自動販売機(子メーター含む。)及び回収ボックス並びに自動販売機で販売する商品及び自動販売機内の金銭の盗難又は損傷について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(契約の解除)

第17条 甲又は乙において次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該当事者は、相手方に対し負担する一切の債務につき当然に期限の利益を失うものとし、その相手方は何らの通知催告等の手続きを要することなく本契約を解除することができる。

(1) 本契約に定める各条項に違反したとき。

(2) 信用状態の悪化又は相手方に対する不正の行為等が発生し、相手方がこの契約を継続しがたいと判断したとき。

2 乙が、第1項に該当し、甲がこの契約を解除したときは、乙に対し直ちに自動販売機の撤去を請求することができる。

(損害賠償)

第18条 乙は、その責に帰する事由により貸付物件の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、その滅失又は毀損による貸付物件の損害に相当する額その他費用等を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、乙の負担において貸付物件の損害を原状に回復した場合は、この限りでない。

2 前項に規定する場合のほか、乙が本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第19条 乙は、貸付期間が満了した場合において、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

(疑義の決定)

第20条 本契約に関し疑義のあるときは、又は定めがない事項が発生したときは、その都度甲乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

上記契約の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人 住 所 千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目6番1号  
(甲) 氏 名 千葉県鎌ケ谷市  
鎌ケ谷市長 芝田 裕美

借受人 住 所  
(乙) 氏 名